

**第12条 市民の権利**

- 安全・安心な生活を営む権利
- 行政サービスを受用する権利
- 情報を知る権利
- 意見・提案を表明する権利
- まちづくり・市政に参画する権利

**●市民とは**  
まちづくりは、住民だけでなく、下野市で多くの時間を過ごす通勤・通学者等にも関わることです。そのため、この条例では、「市民」を「市内に住む人、働く人、学ぶ人及び事業者」と幅広く定義しています。

**市民**  
自らがまちづくりの主体であることを自覚し、実践します

**第13条 市民の責務**

- 発言・行動に責任を持つ
- 基本的人権の尊重
- まちづくりの主体であると自覚

●情報提供  
●分かりやすい説明

●選挙  
●市政への参画

人権尊重

情報共有

市民参画

●公正・誠実な行政サービス  
●コミュニティ組織の支援

●選挙  
●市政への参画

**議会**  
市民の意思が市政に反映されるように努めます

**市**  
市民の意思が反映された市政運営を行います

**第16条 議会の役割と責務**

- 議会の権能の発揮
- 市民意思の適切な把握
- 開かれた議会運営

**第17条 議員の責務**

- 公正・誠実な議員活動

**●市とは**  
この条例では、「市」を「市長及び市の執行機関」と定義しています。

**第18条 市長の責務**

- 公正・誠実な市政運営
- 指導力の発揮

**第19条 職員の責務**

- 公正・誠実な職務活動

**●議会とは**  
この条例では、「議会」を「議会及び議員」と定義しています。

条例制定過程や条例解説など、詳しい情報は市ホームページでご覧いただけます。

下野市自治基本条例   [ここをクリック](#)

【問い合わせ先】下野市 総合政策部 市民協働推進課  
〒329-0492 栃木県下野市小金井1127  
☎0285(40)5585 FAX(40)5572 ✉shiminkyoudousuisin@city.shimotsuke.lg.jp

わかりやすい出前講座もやってるよ！こちらも、詳しくは市ホームページで

